

## 《自動車補償制度》

## ◆レンタカー（車両登録ナンバー有り）

自動車保険	免責金（お客様ご負担金）※2)
対人賠償保険 無制限	なし
対物賠償保険 無制限	なし
人身傷害保険 2,000万円	なし
車両保険	部分損 ※1)：1事故1台につき  20万まで：全額 100万以下：20万+10% 100万以上：30%
	全損 ※1)：本体新品価格の30%  ※1) 損害の状況及び内容に応じて上記金額に囚われず時価相当額を上限に本体新品価格の30%～80%の免責金をご負担頂く場合があります。 ※2) 免責金には別途消費税がかかります。

※ 一定期間内に事故を重ねた場合には、お客様の負担額が増額されます。

※ 全損とは、事故による損害が著しく原状回復・修復ができない状態と当社が判断した場合をいいます。

※ 盗難事故は補償の対象外です。車両代および付随した費用の実費を全額ご負担頂きます。

※ その他、いずれの場合も保険会社の約款および規定に準じたお支払いになります。

※ 免責事項に触れた場合、お客様に部分損は現状復旧実費、全損は流通価格相当額を全額ご負担頂きます。

## 《主な免責事項》

自動車保険	主な免責事項
対人賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この保険金の適用者は、運転者との関係が「第三者」であることとされています。従って、事故の相手方が運転者の父母・配偶者（内縁含む）・子及び従業員(下請け含む)に対する損害賠償は免責されています。</li> <li>・同僚間災害（お客様の労災対象）</li> <li>・地震・噴火・台風・洪水・高潮・津波等の自然災害に起因する事故。</li> <li>・その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの</li> </ul>
対物賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対人賠償保険同様、運転者との関係が「第三者」であることとされています。従って、事故の相手方が運転者や運転者家族および従業員の所有・使用・管理財物に対する損害賠償は免責とされています。</li> <li>・破損物の時価額を超えた損害</li> <li>・保険会社が交渉する前に当事者同士で示談した損害</li> <li>・お客様の作業の対象物（管理下財物）そのものの損害</li> <li>・間接損害（慰謝料・営業損害等）、作業遅延損害</li> <li>・修理期間を超えた代車費用</li> <li>・同じ現場に従事する他社の財物（他社からレンタル中の機械を含みます）に与えた損害</li> <li>・その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの</li> </ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒酔い運転・無免許運転・麻薬等運転による運転者本人の傷害。</li> <li>・被保険者（保険の補償を受けられる方）がご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ずにその自動車に乗車中に生じた損害または損傷。</li> <li>・法令に違反、法令に基づく免許・資格を有しない場合</li> <li>・事故発生日から規定の日数を超えた請求</li> <li>・酒酔いや飲酒、麻薬等運転による事故</li> <li>・正規の搭乗位置に位置していなかった人の怪我（荷台・荷室等）</li> <li>・その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの</li> </ul>
車両保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意または重大な過失や紛失、置き忘れ、詐欺、盗難、横領による損害</li> <li>・法令に違反、法令に基づく免許・資格を有しない場合</li> <li>・酒酔いや飲酒、麻薬等運転による事故</li> <li>・戦争、核危険による損害</li> <li>・地震・噴火・またはこれらに起因する津波による損害</li> <li>・台風等広域自然災害による損害</li> <li>・原因不明の消滅または損失、不足の損害</li> <li>・商機の逸失、使用不能損などの間接損害</li> <li>・破損、故障により発生した人件費や材料費の損害</li> <li>・故障損害、エンジン焼付き、クラッチの摩耗（始業前点検はお客様にて必ず励行願います。） （レンタカーのレッカー手配のみ一部対応可能です。）</li> <li>・オイル不足によるエンジンの焼付けなど技術拙劣による損害</li> <li>・電氣的、機械的の事故による損害</li> <li>・ゴム製品、ワイヤー・電球等消耗品の単独損害</li> <li>・消耗品の破損による損害</li> <li>・ケレン、溶接の火花による損害</li> <li>・修理・点検・加工・清掃等の作業中の損害</li> <li>・汚れや擦傷、消耗、摩擦による損害による損害</li> <li>・用途外使用・使用制限オーバーによる損害</li> <li>・燃料等の種類を入れ間違えたことによる損害</li> <li>・提出していただいた事故発生報告書の内容では発生しえない損害（損害【1事故】ごとに事故発生報告書が必要となります。）</li> <li>・事故現場から警察への届出を怠った（事故証明がない）場合。</li> <li>・機械の部分的盗難や警察の証明が出ない盗難事故</li> <li>・その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの</li> </ul>

## 《各種補償における補償対象外（除外）規定》

弊社扱いの各種補償において、下記に定めた事項に該当する場合等には、各種補償および保険を提供（使用）できないのでご注意ください。

- 1) 被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 2) 台風・土砂崩れ・洪水等または高潮によって生じた損害
- 3) 地震、噴火または津波によって生じた損害
- 4) 戦争、外国の武力行使、武装反乱等その他これらの類似の事変または暴動によって生じた損害
- 5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 6) 2) から5) までの事由によって発生した事故の拡大
- 7) 相手方に対し損害賠償を求められる求償事故の場合
- 8) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって被る損害
- 9) 被保険者の所属する会社の従業員及び被保険者が元請となって使用している使用人の身体および財物（管理下含む）
- 10) 被保険者及びその家族及び被保険者の所属する会社の従業員の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合によって被保険者が被る損害
- 11) 被保険者及びその承諾を得た者以外の運転者が運転中または使用中の事故
- 12) 無資格、無免許または酒気帯び・酒酔い・麻薬使用等での運転による事故
- 13) あらかじめ損害が起こる可能性が高いと予想される現場での損害
- 14) 機械能力を超える扱いや、使用方法とは明らかに違う使い方をして生じた損害
- 15) 無断改造や安全装置の解除または、取り外しての作業、高さ制限を超えた積載や転倒防止不設置による作業、機械能力を超えた作業等により生じた損害事故
- 16) 競技または曲技のために使用
- 17) 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- 18) 事故及びその損害を証明する書類がない場合
- 19) 鍵の保管等、盗難防止措置を行わなかった場合の盗難
- 20) 盗難に対して所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類のない場合
- 21) 機械や車両部品の部分盗難
- 22) 法律上必要な措置を講じずそれが原因で生じた損害
- 23) 差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 24) 電氣的、機械的故障、自然の摩耗、変色、腐食、凍結、自然発熱に起因する損害事故
- 25) 汚損、擦損、塗料剥離等対象が有する機能の喪失または低下を伴わない外観上の損害事故
- 26) 潮風、海水等による塩害による損害
- 27) 使用燃料・油脂類の違いによる損害
- 28) 管球類・消耗品・アタッチメント・鉄板・油・ホース類に対する損害
- 29) 作業時に常時地面に接する部分品（バケット・キャタピラ・タイヤ・排土板等）の損害事故
- 30) 賠償請求に関し間接損害及びビジネスリスク
- 31) 事故及び故障が判明して直ぐに当社への報告がなされなかった場合
- 32) 当社のレンタル約款の各項に違反して使用された場合
- 33) その他、当社引受保険会社の保険約款・規定で免責に該当するもの

注1 契約保険金額を超える補償額は借主のご負担となります。

注2 事故の際は当事者間での示談交渉は補償適用外になりますので、絶対にお辞めください。